

伊丹市食品ロス削減協力店登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食べ残し等の削減に取り組む飲食店を伊丹市食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、市民及び事業者の意識の啓発を図り、もって食品ロスを含む一般廃棄物の減量に資することを目的とする。

(登録対象者)

第2条 協力店の登録の対象となる者は、所在地が市内にある飲食店（デリバリーで商品を提供する飲食店を含む。）で、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる取組を、1つ以上実践していること。

- ア 小盛、ハーフサイズメニュー等の量の選択肢を設けた食品の提供
- イ 食べきれなかった料理の持ち帰り希望者への対応
- ウ 調理時に食材を使い切る工夫
- エ 来店者への食品ロスに関する啓発や情報発信
- オ その他市長が認める食品ロス削減の取組

(2) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

(協力内容)

第3条 協力店は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる取組を積極的に実践し、食品ロスを削減すること。
- (2) 第2条第1号イに掲げる取組を実践するにあたっては、生ものや加熱が不十分な料理は避け、食中毒のリスクや衛生上の注意事項を説明して行うこと。
- (3) 交付された伊丹市食品ロス削減協力店ステッカーを店舗に掲示し、取組について積極的に周知すること。
- (4) 食品ロスに関する調査、イベントその他食品ロス削減の推進に関すること。

(登録申請)

第4条 協力店の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、伊丹市食品ロス削減協力店登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、申請者から提出された申請書の内容を審査し、第2条の要件を満たすと認めるときは、協力店として登録し、伊丹市食品ロス削減協力店ステッカーを交付する。

(登録内容の変更届出)

第5条 協力店は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、伊丹市食品ロス削減協力

店登録内容変更届（様式第2号）を市長に届け出るものとする。

（登録の中止届出）

第6条 協力店は、取組内容が第2条の要件を満たさなくなった場合又は店舗を廃止する等により取組を中止する場合は、伊丹市食品ロス削減協力店登録中止届（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

（電子情報処理組織による登録申請及び届出）

第7条 申請者は、第4条の規定に基づく登録申請、第5条の規定に基づく登録内容の変更の届出又は第6条の規定に基づく中止届出について、電子情報処理組織を使用する方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。）により行うことができる。

2 前項の規定により、申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（登録の取消）

第8条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

（1）第2条の登録要件を欠くと認めるとき。

（2）第6条の規定に基づく登録中止届の提出があったとき。

（3）信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取り消したときは、市のホームページ等の掲載を取りやめ、伊丹市食品ロス削減協力店取消通知書（様式第4号）を交付するものとする。

3 第1項の規定により取り消された協力店は、速やかに伊丹市食品ロス削減協力店ステッカーを破棄しなければならない。

（広報等）

第9条 市長は、協力店の取組内容等について、市のホームページ等に掲載し、広く紹介するものとする。

2 申請者は、第4条の申請をした時点で前項に同意したものとする。

（事務の処理）

第10条 この要綱に関する事務は、市民自治部生活環境課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。